第六十七条の三第四項中「、特定製造貨物輸出申告」の下に「（第一項の規定により特定製造貨物輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第六項中「特定輸出申告」の下に「（第一項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下同じ。）」を、「特定委託輸出申告」の下に「（同項の規定により特定委託輸出者が行う輸出申告をいう。第七十九条の四第三項において同じ。）」を加える。

第六十七条の十一及び第六十七条の十二を削り、第六十七条の十を第六十七条の十二とする。

第六十七条の九第一号中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に改め、同条第二号イ中「第六十七条の四第一号」を「第六十七条の六第一号」に改め、同号ロ中「第六十七条の五」を「第六十七条の七」に改め、同条を第六十七条の十一とする。

第六十七条の八第一項第二号中「第六十七条の十」を「第六十七条の十二」に改め、同条第二項中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に改め、同条を第六十七条の十とし、第六十七条の七を第六十七条の九とする。

第六十七条の六第一項中「、特定輸出貨物」の下に「（特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物をいう。第六十七条の十第二項及び第九十四条第二項において同じ。）」を加え、「第六十七条の八第二項（承認の失効）及び第六十七条の九第一号（承認の取消し）」を「第六十七条の十第二項及び第六十七条の十一第一号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同項の表第四条第一項の項及び第四条第二項の項中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に改め、同表第十一条第三項第一号の項中「第六十七条の九第一号」を「第六十七条の十一第一号」に改め、同条を第六十七条の八とし、第六十七条の五を第六十七条の七とする。

第六十七条の四中「、前条第一項第一号」を「、第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）」に改め、同条第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号チ中「第六十七条の九第一号」を「第六十七条の十一第一号」に、「前条第一項第一号」を「第六十七条の三第一項第一号」に改め、同条を第六十七条の六とし、第六十七条の三の次に次の二条を加える。

（輸出の許可の取消し）

第六十七条の四　特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、特例輸出貨物が輸出されないこととなつたことその他の事由により当該特例輸出貨物が輸出の許可を受けている必要がなくなつたときは、その許可をした税関長に対し、当該許可を取り消すべき旨の申請をすることができる。

2　税関長は、前項の規定による申請があつたとき、その他この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、特例輸出貨物が外国貿易船等に積み込まれるまでの間に当該特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すことができる。

3　税関長は、前項の規定により輸出の許可を取り消す場合において必要があると認めるときは、税関職員に当該特例輸出貨物の検査をさせることができる。

（特例輸出貨物の亡失等の届出）

第六十七条の五　第三十四条本文（外国貨物の廃棄）の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物を廃棄する場合について、第四十五条第三項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物が亡失した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条本文中「税関に」とあるのは「輸出の許可をした税関長に」と、第四十五条第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「当該特例輸出貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者」と、「税関長」とあるのは「輸出の許可をした税関長」と読み替えるものとする。

第六十七条の十三第三項第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号イ中「第六十七条の四第一号イ」を「第六十七条の六第一号イ」に改める。

第六十七条の二第一項第一号中「覚せい剤（」を「覚醒剤（」に改め、同項第四号中「第三号まで」の下に「、第十号又は第十一号」を、「第五号まで」の下に「又は第七号」を加える。

第六十九条の十一第一項第一号中「覚せい剤（」を「覚醒剤（」に改め、同項第二号中「けん銃、」を「拳銃、」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同項第六号中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同項第十号中「第三号まで」の下に「、第十号又は第十一号」を、「第五号まで」の下に「又は第七号」を加える。

第七十五条中「第六十七条の二」を「第六十七条の二第一項」に、「時期」を「手続」に改める。

第七十六条第一項中「時期」を「手続」に、「承認の要件」を「輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件」に、「輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出」を「製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、同条第四項中「（証明又は確認）」を削り、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第八十八条の二第一項中「対する処分」の下に「（第八条（理由の提示）を除く。）」を、「不利益処分」の下に「（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）」を加え、同条第二項中「（適用除外）」を削り、「書面の交付を要しない行政指導」を「行政指導の方式」に改め、「（行政指導に係る書面の交付）」を削る。

第九十五条第三項中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に改める。

第百五条第一項第一号中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）」を削り、「呈示させ」を「提示させ」に改め、同項第二号中「次条」を「第百五条の三」に改め、同項第三号中「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改め、同項第六号中「第八条第一項」の下に「（不当廉売関税）」を、「関係者」の下に「（次項及び次条において「輸入者等」という。）」を加え、「又は」を削り、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　税関職員は、前項第六号の規定により輸入者等に対して物件の提出を求めた場合において必要があるときは、その求めに応じて当該輸入者等から提出された物件を留め置くことができる。

第百五条に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百五条の二を第百五条の三とし、第百五条の次に次の一条を加える。

（輸入者等に対する調査の事前通知等）

第百五条の二　国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九（第四項を除く。）から第七十四条の十一（第六項及び第七項を除く。）まで（納税義務者等に対する調査の事前通知等・事前通知をしない場合の書面の交付・調査の終了通知）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者等に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。